

【 人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)) 】

賃金向上助成 支給申請 提出書類一覧表

- 提出期間： 賃金が改定され、労働者に賃金を支払った最初の日から3ヶ月後となる日(その月において3ヶ月後となる日がない場合はその月の末日)が属する月の区分に応じ、下欄に掲げる提出期間

改定された賃金を支払った 3ヶ月後となる日の属する月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日～8月末日まで	10月1日～11月末日まで	1月1日～2月末日まで	3月1日～5月末日まで

- 提出先： 千葉労働局 または 管轄のハローワーク
 ※ 千葉労働局に直接提出する場合は以下の住所までお送りください。
 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル 5F
 千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室
 TEL:043-441-5678

事業所名

※ 添付書類は紛失防止のため、A4サイズに統一してください

No.	支給要件	確認		
		事業主	HW	労働局
1	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野) 事業主経費等助成の支給決定を受けている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	支給対象事業の実施日の初日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業主都合による離職者を発生させていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	雇用する全ての労働者の毎月決まって支払われる賃金を支給対象事業終了日の翌日から起算して1年以内に5%以上増加させている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

No.	提出書類	提出枚数(部数)		
		事業主	HW	労働局
1	人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(賃金向上助成))支給申請書 (建魅様式第5号)			
2	人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野))賃金向上助成 確認シート(建魅様式第5号別紙2)			
3	賃金の増額改定前の雇用契約書			
4	賃金の増額改定後の雇用契約書			
5	賃金の増額改定前3ヶ月の賃金台帳等賃金の支払状況が分かる書類			
6	賃金の増額改定後3ヶ月の賃金台帳等賃金の支払状況が分かる書類			
受付年月日		年	月	日
		書類確認者	HW	局

【 注意事項 】

- 各様式裏面の注意事項もご確認ください。
 ■ 次のいずれかに該当する場合には賃金を増額させているものとして認められません。
 ① 賃金の増額後、合理的な理由なく賃金の額を引き下げの場合
 ② 合理的な理由なく、賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合